

公益財団法人

石巻市芸術文化振興財団

【平成 24 年度】

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 損益計算書又は正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) キャッシュ・フロー計算書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書

平成24年度

財団法人石巻市文化スポーツ振興公社

寄 附 行 為

財団法人石巻市文化スポーツ振興公社寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人石巻市文化スポーツ振興公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市不動町二丁目16番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、文化・スポーツ活動の普及振興を図るための事業を行い、もって心身ともに健康な明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の文化芸術活動及び体育・スポーツの振興に関する事業
- (2) 市民の生活文化及び勤労福祉の向上に関する事業
- (3) 東北地方太平洋沖地震による被災市民の心身の復興の支援に関する事業
- (4) 前三号に掲げる事業の用に供する施設の管理運営事業
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 受託料及び補助金等
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れては

ならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県教育委員会の承認を得て、これを処分することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事会の定める方法により理事長がこれを管理する。

2 基本財産のうち、現金は、信用ある金融機関又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国債、公債その他換価が容易かつ確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に、理事会の議決を経て宮城県教育委員会に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その議決を経ることができない場合には、その事業年度開始の日から3月以内に、理事会の議決を経て宮城県教育委員会に報告するものとする。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を経て宮城県教育委員会に報告しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 前項に定める予算の変更のうち、財団法人石巻市文化スポーツ振興公社職員給与規程に規定する給与の改定に係る変更については、理事長は、理事会の議決を経ないで変更後の予算を編成し、これを執行することができる。ただし、当該予算は、決算においてその変更を明らかにし、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第12条 前条第1項ただし書きの場合にあつては、理事長は、理事会の議決を経るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(特別会計)

第13条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業報告、決算及び財産目録)

第14条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に、理事会の議決を経て宮城県教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第15条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、か

つ、宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

第4章 役員等

(役員)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事は、次の各号に掲げる者の中から、評議員会において選任する。

(1) 芸術文化団体関係者 2名以内

(2) 体育団体関係者 2名以内

(3) 学識経験者 6名以内

(4) 石巻市職員（石巻市長を含む。） 5名以内

2 理事長は、理事の互選により定める。

3 専務理事は、理事のうちから理事長が指名する者を充てる。

4 監事は、次の各号に掲げる者の中から、評議員会において選任する。

(1) 知識経験者 1名

(2) 石巻市職員 1名

5 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。また、理事会の議決に基づき、この法人の日常業務を掌理する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の財産及び業務に関し、次に掲げる職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は宮城県教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求若しくは招集すること。

(役員任期)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その

職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第22条 役員には費用を弁償し、常時勤務する役員には報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

第23条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 役員及び評議員は、これを兼ねることができない。
- 4 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
- 5 評議員には、費用を弁償することができる。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行う。

(事務局及び職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(会議の種別)

第26条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の権能)

第27条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に建議

することができる。

- 3 理事会において、第7条、第11条、第14条、第15条、第35条及び第36条に掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第28条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第29条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には、請求の日から20日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には、請求の日から14日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに理事又は評議員（以下「構成員」という。）に通知しなければならない。

(会議の議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第31条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第32条 会議の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第33条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前二条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第34条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数

- (3) 会議に出席した構成員の氏名及び数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県教育委員会の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県教育委員会の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第7章 雑 則

(委 任)

第37条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、宮城県教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第17条第1項から第4項までの規定にかかわらず別表のとおりとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず平成3年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず設立の許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、平成2年5月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成7年8月29日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成9年4月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成9年6月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年8月5日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年6月6日から施行する。

財団法人石巻市文化スポーツ振興公社 役員名簿

【任期:平成23年6月24日～平成25年6月23日】

平成25年3月31日現在

役職名	氏名	選出区分	摘要	就任年月日
理事長	北村悦朗	第17条1(4)	石巻市副市長	平成23年 6月24日重任
理事	樋口悦子	第17条1(1)	石巻バレエ研究所主宰	平成23年 6月24日重任
理事	藤間勘恵 (今津千恵子)	第17条1(1)	日本舞踊藤間流わかふじ会会主	平成23年 6月24日重任
理事	伊藤和男	第17条1(2)	NPO法人石巻市体育協会会長	平成23年 6月24日重任
理事	佐藤勝雄	第17条1(2)	NPO法人石巻市体育協会副会長	平成23年 6月24日重任
理事	大谷尚文	第17条1(3)	石巻専修大学教授	平成23年 6月24日重任
理事	高橋静子	第17条1(3)	高千代組代表	平成23年 6月24日重任
理事	毛利スミ子	第17条1(3)	母なる北上川を愛する女性の会会長	平成23年 6月24日重任
理事	大森信治郎	第17条1(3)	聖和学園短期大学講師	平成23年 6月24日重任
理事	境直彦	第17条1(4)	石巻市教育委員会教育長	平成23年 8月10日就任
理事	柳田正人	第17条1(4)	石巻市総務部長	平成24年 5月22日就任
専務理事	千葉信行	第17条1(3)	兼事務局長	平成23年 6月24日重任
監事	松川幸代	第17条4(1)	宮城県行政書士会石巻支部	平成23年 6月24日重任
監事	松川正	第17条4(2)	石巻市会計管理者	平成23年 8月10日就任

平成24年度事業報告

I 一般事務事業

1 理事会に関する事項

開催（議決）年月日	議 事 事 項	
(第1回) 平成24年 5月22日	第1号議案 第2号議案 第3号議案	寄附行為の一部変更について 平成23年度事業報告及び決算について 役員等の報酬並びに費用弁償の支給についての改正について
(第2回) 平成24年12月26日	第4号議案	公益財団法人への移行及び移行認定申請について
(第3回) 平成25年 3月28日	第5号議案 第6号議案 第7号議案	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団における諸規程の制定について 平成25年度事業計画について 平成25年度予算について

2 評議員会に関する事項

開催（議決）年月日	議 事 事 項	
(第1回) 平成24年 5月22日	第1号議案 第2号議案 第3号議案	役員を選任について 理事会への付議議案について (1)寄附行為の一部改正について (2)平成23年度事業報告及び予算について 役員等の報酬並びに費用弁償の支給についての改正について
(第2回) 平成24年12月26日	第4号議案	公益財団法人への移行及び移行認定申請について
(第3回) 平成25年 3月28日	第5号議案	理事会への付議議案について (1)公益財団法人石巻市芸術文化振興財団における諸規程の制定について (2)平成25年度事業計画について (3)平成25年度予算について

3 登記（仙台北務局石巻支局）に関する事項

登記原因年月日	登記事項	登記年月日
平成24年 3月31日 平成24年 5月22日	理事の変更	平成24年 6月 8日
平成24年 6月 6日	主たる事務所の移転 事業の変更	平成24年 6月 8日

4 宮城県教育委員会への届出等に関する事項

届出年月日	届出事項
平成24年 5月31日	平成23年度事業報告 寄附行為変更認可申請
平成24年 6月13日	役員異動届（理事の変更） 変更登記完了届（主たる事務所の移転・事業の変更）
平成25年 3月31日	平成24年度収支予算変更届 平成25年度事業計画及び収支予算報告

5 役員等に関する事項

(平成25年3月31日現在)

役職名	人数	氏名	備考
理事長	12名	北村悦朗	平成23年 6月24日 重任
理事		樋口悦子	平成23年 6月24日 重任
		藤間勸恵	平成23年 6月24日 重任
		伊藤和男	平成23年 6月24日 重任
		佐藤勝雄	平成23年 6月24日 重任
		大谷尚文	平成23年 6月24日 重任
		高橋静子	平成23年 6月24日 重任
		毛利スミ子	平成23年 6月24日 重任
		大森信治郎	平成23年 6月24日 重任
		境直彦	平成23年 8月10日 就任
		柳田正人	平成24年 5月22日 就任
		専務理事	千葉信行
監事	2名	松川幸代	平成23年 6月24日 重任
		松川正	平成23年 8月10日 就任
評議員	10名	木村均	平成24年 4月 1日 重任
		千葉美貴子	平成24年 4月 1日 重任
		浜畑莞爾	平成24年 4月 1日 重任
		木村清徳	平成24年 4月 1日 重任
		白土典子	平成24年 4月 1日 重任
		清水真理子	平成24年 4月 1日 重任
		久道澄子	平成24年 4月 1日 重任
		三浦頼子	平成24年 4月 1日 重任
		佐藤和夫	平成24年 4月 1日 重任
		門間泰則	平成24年 4月 1日 就任

6 職員に関する事項

(平成25年3月31日現在)

職名	人数	備考
事務局長	1	専務理事兼務
事務局次長	2	
リーダー	2	
事務局職員	8	
臨時職員	2	
計	15	

II 芸術文化・スポーツ事業

1 公演鑑賞事業

- ① カルテット・ベルニーニ（弦楽四重奏）コンサート
- (1) 開催日 6月2日（土） 午後0時10分開演
会場 遊楽館コモレビフォーラム / 入場者数 60名
- (2) 開催日 6月2日（土） 午後3時開演
会場 大街道じゅんクリニック / 入場者数 50名
- ② エンジョイライフ公演事業「長崎瑞宝太鼓 親子ふれあいコンサート」
- 開催日 6月6日（水） 午後7時開演
会場 河北総合センター / 入場者数 326名
- 生涯学習事業として開催
- ③ デュオ・プリマ クラシックサマー
- 開催日 6月30日（土） 午後2時開演
会場 N's-SQUARE / 入場者数 109名
- 公益財団法人宮城県文化振興財団との共催事業
- ④ アメリカ空軍太平洋音楽隊「絆」コンサート
（石巻ジュニアジャズオーケストラ特別出演）
- 開催日 11月17日（土） 午後2時開演
会場 中央公民館 / 入場者数 348名
- ⑤ フライドプライドと仲間たち「The Party」（日野皓正、coba、ほか）
- 開催日 11月30日（金） 午後7時開演
会場 河北総合センター アリーナ / 入場者数 700名
- 石巻市震災復興支援事業として開催
- ⑥ 生島ヒロシ講演会「これからの介護に備えて」
- 開催日 1月25日（金） 午後1時開演
会場 中央公民館 / 入場者数 219名
- 石巻市在宅医療連携拠点事業として開催
- ⑦ 航空自衛隊中部航空音楽隊石巻演奏会
- 開催日 1月16日（土） 午後2時開演
会場 遊楽館 / 入場者数 267名
- ⑧ 松田弦ギターリサイタル
- 開催日 2月27日（水） 午後6時30分開演
会場 N's-SQUARE / 入場者数 58名
- ⑨ 「兵庫から音楽でつづる」コンサート（川西音楽家協会）
- 開催日 3月3日（日） 午後2時開演
会場 N's-SQUARE / 入場者数 56名

2 移動鑑賞及び観戦事業

① 松竹大歌舞伎鑑賞バスツアー

開催日 7月19日(木) 午後1時開演

会場 東京エレクトロンホール宮城 / 参加者数 47名

② 東北楽天ゴールデンイーグルスホームゲーム観戦バスツアー

(VS 埼玉西武ライオンズ)

開催日 9月9日(日) 午後1時試合開始

会場 日本製紙クリネックススタジアム宮城 / 参加者数 48名

③ 宝塚歌劇星組鑑賞バスツアー

開催日 9月23日(日) 午前11時開演

会場 イズミティ21 / 参加者数 47名

3 育成事業(兼復興支援事業)

① 学校アウトリーチ事業

日程	開演時間	施設/会場名	人数	アーティスト/編成
5/8(火)	11:30	桃生中学校(全校)	218	ライブツィヒ弦楽四重奏団
6/28(木)	10:50	湊第二小学校(4~6年)	69	デュオプリマ(ヴァイオリンデュオ) 石岡久乃(ピアノ)
6/28(木)	13:35	門脇小学校(5~6年)	74	
6/29(金)	10:25	稲井小学校(6年)	61	
6/29(金)	13:35	中里小学校(6年)	56	
6/29(金)	10:45	門脇小学校(1~4年)	102	
8/30(木)	10:00	日和幼稚園(全園児)	24	グリム童話
8/30(木)	13:50	向陽小学校(1年・特別支援学級)	85	ドイツ演劇グループ
9/4(火)	11:40	向陽小学校(3年)	83	宮本笑里 (ヴァイオリン) 浦壁信二(ピアノ)
9/4(火)	14:30	市立女子商業高等学校(1~2年)	160	
9/18(火)	10:00	石巻商業高等学校(2年)	192	東京都交響楽団メンバーによる弦楽四重奏①
9/18(火)	13:50	開北小学校(4年)	74	
9/24(月)	10:30	開北小学校(5年)	64	東京都交響楽団メンバーによる弦楽四重奏②
9/24(月)	13:30	開北小学校(6年)	68	

10/3 (水)	10:45	湊第二小学校 (1～3年)	39	大森潤子 (ヴァイオリン) 中島由紀 (ピアノ)
10/3 (水)	13:50	向陽小学校 (4年①)	65	
10/4 (木)	10:50	向陽小学校 (4年②)	32	
10/4 (木)	14:20	稲井小学校 (5年)	58	
10/29 (月)	10:40	山下小学校 (5年)	40	松原勝也 (ヴァイオリン) 中川賢一 (ピアノ)
10/29 (月)	13:20	山下小学校 (6年)	34	
10/30 (火)	9:35	和渕小学校 (1～3年)	65	
10/30 (火)	11:35	和渕小学校 (4～6年)	55	
11/5 (月)	13:50	北村小学校 (5～6年)	31	東京都交響楽団メンバーによる弦楽四重奏③
11/6 (火)	10:35	二俣小学校 (全校)	116	
11/6 (火)	13:50	開北小学校 (3年)	61	
11/8 (木)	10:30	河南東中学校 (1・3年)	150	勝村麻由子 (ヴァイオリン) 河合祝子 (ピアノ)
11/8 (木)	13:10	河南東中学校 (2年)	109	
11/9 (金)	9:20	稲井小学校 (4年)	62	
11/9 (金)	13:20	山下小学校 (4年)	28	
2/26 (火)	11:50	牡鹿中学校 (全校)	50	松田 弦 (クラシックギター)
参加人数合計			2,325	(30回開催)

4 市民参加型事業

- ① 復興支援ジャズコンサート&合同演奏会 (出演; 大山日出男 ほか)

開催日 9月23日(日) 午後4時開演

会場 門脇中学校体育館

入場者数 250名 (吹奏楽参加者含む)

- ② やっぺす文化祭 (絵手紙・ビーズ・手芸等の体験教室及び展示会)

開催日 12月6日(木)～8(土)

会場 開成ささえあい拠点センター / 参加者数 160名

5 復興支援事業

- ① 東京エレクトロンホール復興祈念コンサート 鑑賞バスツアー

開催日 6月16日(土) 午後1時30分開演

会場 東京エレクトロンホール宮城 / 参加者数 39名

② 仮設団地集会所等アウトリーチ事業

日程	開演時間	施設・会場名	人数	アーティスト／編成
6/1 (金)	13:30	南境第7団地北集会所	30	長坂将志 (ピアノ)
6/1 (金)	15:30	開成ささえあい拠点センター	40	
6/2 (土)	13:30	大森ささえあい拠点センター	25	
6/24 (日)	10:00	大橋ささえあい拠点センター	50	合唱団白樺
7/16 (月)	13:00	開成第12団地東集会所	110	伊達慶一・七瀬藍 (演歌)
7/18 (水)	14:00	大森第4団地集会所	58	京一夫&ちづる (演歌)
9/27 (木)	10:00	開成第13団地集会所	22	小川泰幸 (篠笛)
9/27 (木)	14:30	南境第7団地北集会所	32	
10/21 (日)	10:30	羽黒会館	73	唐澤まゆ子 (ソプラノ)
10/21 (日)	14:00	開成第12団地西集会所	16	飯野明日香 (ピアノ)
11/15 (木)	13:30	大森第4団地集会所	50	上妻宏光 (津軽三味線)
11/15 (木)	15:00	開成第12団地東集会所	70	
2/8 (金)	14:00	石巻グランドホテル	130	兵庫口福寄席 (桂文三、桂雀喜、ほか)
3/16 (土)	11:00	開成ささえあい拠点センター	70	斉藤京子 (ものまねライブ)
3/16 (土)	15:00	大橋ささえあい拠点センター	70	
参加人数合計			846	(15回開催)

6 その他共催事業

① NHKラジオ第1「民謡をたずねて」公開収録

開催日 6月2日(土) 午後1時30分開演
 会場 河北総合センター / 入場者数 326名
 主催 NHK仙台放送局 他

② NHKイベント『おかあさんといっしょ宅急便「ポコポッテイト小劇場」』

開催日 6月3日(日) 午前11時/午後1時開演(2回公演)
 会場 河北総合センター / 入場者数 702名

主 催 NHK 仙台放送局 他

③ 石巻復興応援ライブ

開 催 日 8月1日(水) 午後0時開演
会 場 市民会館駐車場 / 入場者数 80名
主 催 石巻・復興応援ライブ実行委員会

④ 高津佳 にほんのうたコンサート

開 催 日 10月14日(日) 午後3時30分開演
会 場 N's-SQUARE (主催) / 入場者数 47名

⑤ 宝くじ文化公演 東京名人会 (三遊亭円楽、堺すすむ、ほか)

開 催 日 11月20日(火) 午後6時30分開演
会 場 遊楽館 / 入場者数 380名
主 催 石巻市 他

⑥ 第66回宮城県駅伝競走大会

開 催 日 11月18日(日)
会 場 総合運動公園発着(北上川周回コース)
参加者数 33チーム
主 催 宮城陸上競技協会 他

⑦ ウルトラマン リーチ・ザ・スカイ・ステージ

開 催 日 12月2日(日) 午前11時/午後3時開演(2回公演)
会 場 遊楽館 / 入場者数 697名
主 催 東日本大震災イベントウルトラマンショー実行委員会

⑧ 和のこころを語るリレー塾 -被災地からの発信-

(大野玄妙 法隆寺管長、紺野美沙子)

開 催 日 2月28日(木) 午後1時30分開演
会 場 中央公民館 / 入場者数 150名
主 催 読売新聞社 他

Ⅲ 施設管理運営事業

1 文化施設舞台管理等受託事業

- ① 河北総合センタービッグバン及び桃生公民館舞台管理等業務
- ② 遊楽館舞台管理等業務

2 ささえあい拠点センター管理運営事業

- ① 大橋ささえあい拠点センター 利用者数 7,761名
- ② 開成ささえあい拠点センター 利用者数 22,245名

③ 蛇田ささえあい拠点センター	利用者数	5, 442名
④ 万石ささえあい拠点センター	利用者数	5, 319名
⑤ 大森ささえあい拠点センター	利用者数	10, 213名